協議第２０号

使用料・手数料等の取扱い（その３）について

使用料・手数料等の取扱い（その３）について、次のとおり確認を求める。

平成１５年５月２３日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長　伊 藤 宏 太 郎

記

使用料・手数料等の取扱い（その３）について
施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（使用料総括表）

協　議　項　目	使用料・手数料等の取扱い（その３）	細　　項　　目	使用料
調　整　方　針	施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。		

項　　目	根　　拠　　条　　例　　等				具体的な調整内容
	西　条　市	東　予　市	丹　原　町	小　松　町	
1　一般利用施設使用料					
（1）福祉保健センターの使用料	該当なし	東予市総合福祉センター設置及び管理条例	丹原町福祉センターの設置及び管理に関する条例	該当なし	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.19参照）
（2）学校開放施設の使用料	西条市立学校の体育施設の開放に関する規則	東予市使用料条例 東予市学校施設使用規則 東予市立学校運動場夜間照明施設使用管理規則	丹原町使用料条例	小松町使用料条例 小松町立学校施設使用規則	・西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.20参照）
2　公営住宅使用料					
（1）市営住宅の家賃等	西条市市営住宅設置及び管理条例	東予市市営住宅設置及び管理条例	丹原町営住宅管理条例	小松町町営住宅管理条例	・市営住宅の家賃については、公営住宅法の規定に基づき、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例による。なお、家賃上昇が避けられない団地については、家賃減免により急激な家賃上昇とならないよう配慮する。 ・駐車場使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.21～31参照）
3　その他施設使用料					
（1）行政財産の目的外使用の許可にかかる使用料	西条市行政財産の使用料徴収条例	東予市使用料条例	丹原町使用料条例	小松町使用料条例	・行政財産の目的外使用の許可にかかる使用料については、次のとおり調整する。 1　土地及び建物の使用料については、西条市及び東予市の例により調整する。 2　電柱その他の物件を設置する場合の使用料については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.32,33参照）
（2）都市公園の使用料(占用等)	西条市都市公園条例 西条市行政財産の使用料徴収条例	東予市公園条例	丹原町都市公園条例	小松町都市公園条例	・一般占用(電柱・公衆電話所等)の占用料については、道路法の規定に基づき調整する。 ・公園施設(売店等)の設置及び占用行為(催し物等)の占用料については、道路法の規定及び東予市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.34～38参照）
（3）法定外公共物の使用料	西条市公共物管理条例	東予市公共物管理条例	該当なし	該当なし	・法定外公共物の使用料については、新市の道路占用料について定める条例の規定を準用する。 調整方針説明資料（P.39～41参照）
（4）市所有港湾施設の使用料	西条市行政財産の使用料徴収条例	東予市港湾施設の設置及び管理条例	該当なし	該当なし	・東予市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.42参照）

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協　議　項　目	使用料・手数料等の取扱い（その３）	細　　項　　目	使用料		
事 務 事 業 名	福祉保健センターの使用料	専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	福祉分科会
調　整　方　針	福祉保健センターの使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。				

事務事業の現況

西条市

該当なし

東予市

[東予市総合福祉センター設置及び管理条例]

(使用料)

第6条　第5条の許可を受けてセンターを使用する者(以下「使用者」という。)で、別表に定める会議室等を使用するものは、同表に定める使用料を前納しなければならない。

２　(省略)

別表(第6条関係)

時間区分 使用区分	9時～12時 円	12時～17時 円	17時～22時 円	備　　考
第1会議室	1,800	2,400	3,000	(1)入場料等を徴収する場合は、次の割合により加算する。 ｱ　入場料等が500円未満の場合　2割 ｲ　入場料等が500円以上1,000円未満の場合　3割 ｳ　入場料等が1,000円以上の場合　5割 (2)冷暖房施設を使用する場合は5割を加算する。 (3)陶芸窯を使用する場合は、1時間につき250円を加算する。
第2会議室	2,200	2,900	3,600	
第1研修室	1,300	1,700	2,200	
第2研修室	700	1,000	1,300	
創作活動室	1,800	2,400	3,000	

備考

1　使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

2　使用時間が上表の時間区分帯(以下「基準時間」という。)に満たないときは基準時間とみなす。

3　使用料に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

丹原町

[丹原町福祉センターの設置及び管理に関する条例]

[丹原町使用料条例]

(使用料)

第2条　使用料は、別表に定める額とし、同表に掲げる行政財産を使用し、又は公の施設を利用する者から徴収する。

２　(省略)

別表(第2条関係)

施　設　区　分		使用料 5 時 間 未 満	5 時 間 以 上 1 日
福祉センター	大 会 議 室	3,000円	4,000円
	小 会 議 室	2,000円	3,000円

備考　使用者が入場料又はこれに類するものを徴収し、又は営利を目的として使用する場合の使用料は、当該使用料の4倍の額に相当する額とする。

小松町

該当なし

具体的な調整内容

新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協　議　項　目	使用料・手数料等の取扱い（その３）	細　　項　　目	使用料		
事 務 事 業 名	学校開放施設の使用料	専 門 部 会 名	教育部会	分 科 会 名	社会体育分科会
調　整　方　針	学校開放施設の使用料については、西条市の例により調整する。				

事務事業の現況

西条市

[西条市立学校の体育施設の開放に関する規則]

使用料無料

東予市

[東予市学校施設使用規則]

(使用料)

第8条　学校施設の使用料は、東予市使用料条例による。

[東予市立学校運動場夜間照明施設使用管理規則]

(使用料)

第8条　施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、東予市使用料条例により指定された期日までに使用料を納付しなければならない。以下省略。

東予市使用料条例別表第1

区分		使用単位	使用料	備考
学校施設	屋内運動場	1時間につき	1,000円	(1)入場料等を徴収する場合は2倍の額とする。 (2)照明施設については、バレーコート1面分使用を単位とする。
	教室	〃	300円	
	運動場	〃	1,000円	
	格技場	〃	500円	
屋内運動場照明施設		〃	300円	
東予市立学校運動場夜間照明施設		日没から午後１０時まで	2,000円	

注　使用料に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

丹原町

[丹原町使用料条例]

(使用料)

第2条　使用料は、別表に定める額とし、同表に掲げる行政財産を使用し、又は公の施設を利用する者から徴収する。

２　(省略)

丹原町使用料条例別表

施設区分		使用料	
		5時間未満	5時間以上1日
学校	屋内運動場	3,000円	4,000円
	屋外照明施設	1回につき	1,500円

備考　使用者が入場料又はこれに類するものを徴収し、又は営利を目的として使用する場合の使用料は、当該使用料の4倍の額に相当する額とする。

小松町

[小松町立学校施設使用規則]

(使用の許可)

第2条　(省略)

２　教育長は、前項に規定する申請書を審査し、支障がないと認める場合は、小松町使用料条例に定める使用料の納付とともに、使用許可書を交付しなければならない。

３　(省略)

小松町使用料条例別表

区分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備考
学校施設	各学校教室	1時間につき	250円		
	各学校運動場	〃	120円		照明施設1回2,200円
	小松小学校体育館	〃	740円		
	石根小学校体育館	〃	370円		
	中学校体育館	〃	370円		

備考

(1)使用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき、及び営利を目的として使用する場合は、使用料の4倍の額とする。

具体的な調整内容

西条市の例により調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協　議　項　目	使用料・手数料等の取扱い（その３）	細　　項　　目	使用料		
事 務 事 業 名	市営住宅の家賃等	専 門 部 会 名	都市計画部会	分 科 会 名	住宅管理分科会
調　整　方　針	市営住宅の家賃については、公営住宅法の規定に基づき、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例による。 なお、家賃上昇が避けられない団地については、家賃減免により急激な家賃上昇とならないよう配慮する。 駐車場使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。				

事務事業の現況				具体的な調整内容
西　条　市	東　予　市	丹　原　町	小　松　町	
[西条市市営住宅設置及び管理条例] (家賃の決定) 第14条　市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、令(公営住宅法施行令)第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第36条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。 ２　令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。 ３　第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。 (使用料) 第61条　駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。 ２　(省略) **【公営住宅家賃の算定に使用する係数】** ①国土交通大臣が定める市町村立地係数　0.85 ②事業主体が定める利便性係数(0.7～1.0以下で定める) 利便性係数＝立地便益係数＋住宅設備係数 (利便性係数) 氷見西団地　0.7230 房川(6区～8区)団地　0.7540 泉町(1区～8区)団地　0.8340 古川(3区～14区)団地　0.8920 飯岡(1区～8区)団地　0.7420 氷見西町(1区～8区)団地　0.7500 古川北(1区～10区)団地　0.8050 古川北(11区・12区)団地　0.8350 福武(1区・2区)団地　0.7900 西の原1区団地　0.7480 西の原2区団地　0.7490 山の下(1区・2区)団地　0.7500 下小川団地　0.7860 玉津団地　0.8000 玉津(1区～5区)団地　0.9430 新堀(1区・2区)団地　0.9800 古川1区　0.9520 (平成14年度市営住宅家賃は、別紙のとおり。) (次ページに続く)	**[東予市市営住宅設置及び管理条例]** (家賃の決定) 第14条　市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入(同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第27条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)の額以下で、政令(公営住宅法施行令)第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第34条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。 ２　政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定め、告示する。 ３　第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定する方法により算出した額とする。 **【公営住宅家賃の算定に使用する係数】** ①国土交通大臣が定める市町村立地係数　0.7 ②事業主体が定める利便性係数(0.7～1.0以下で定める) 利便性係数＝立地便益係数＋住宅設備係数 (利便性係数) 当田団地　0.8613 六反地団地　0.9116 新町団地　0.9517 壬生川団地　0.9768 大新田団地　0.7268 国安(1～4)団地　0.7316 国安(5)団地　0.7566 国安(6～13)団地　0.7469 北星団地　0.7366 三芳団地　0.7688 本松寺団地　0.7922 河北団地　0.8236 旦之上団地　0.9128 (平成14年度市営住宅家賃は、別紙のとおり。)	**[丹原町営住宅管理条例]** (家賃の決定) 第13条　町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令(公営住宅法施行令)第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。 ２　令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、町長が別に定めるものとする。 ３　第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。 **【公営住宅家賃の算定に使用する係数】** ①国土交通大臣が定める市町村立地係数　0.7 ②事業主体が定める利便性係数(0.7～1.0以下で定める) 利便性係数＝立地便益係数＋住宅設備係数 (利便性係数) 御陣屋南Ⅰ団地　0.7585 御陣屋南団地　0.7585 御陣屋北団地　0.7954 下町団地　0.9700 北田野団地　0.7817 古田新出団地　0.7596 (平成14年度町営住宅の家賃は、別紙のとおり。)	**[小松町町営住宅管理条例]** (家賃の決定) 第13条　町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第27条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令(公営住宅法施行令)第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第34条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。 ２　令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、町長が別に定めるものとする。 ３　第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。 **【公営住宅家賃の算定に使用する係数】** ①国土交通大臣が定める市町村立地係数　0.7 ②事業主体が定める利便性係数(0.7～1.0以下で定める) 利便性係数＝立地便益係数＋住宅設備係数 (利便性係数) 御手洗教員団地　0.7400 宝来ブロック団地　0.7560 妙口団地　0.7200 岡村団地　0.7280 川原谷第1団地　0.7500 御手洗団地　0.7400 川原谷第2団地　0.7440 小松団地　0.7360 南川団地　0.7260 大開第1団地　0.7260 大開第2団地　0.7260 一之宮団地　0.7370 (平成14年度町営住宅の家賃は、別紙のとおり。)	市町営住宅の家賃については、公営住宅法の規定に基づき、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例による。なお、家賃上昇が避けられない団地については、家賃減免により急激な家賃上昇とならないよう配慮する。 駐車場使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い（その３）	細項目	使用料		
事務事業名	市営住宅の家賃等	専門部会名	都市計画部会	分科会名	住宅管理分科会
調整方針					

事務事業の現況				具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町	
(続き) **[西条市市営住宅設置及び管理条例施行規則]** (駐車場の使用料) 第12条　条例第61条第1項の規定に基づく駐車場の使用料は、別表のとおりとする。 別表　駐車場使用料(第12条関係) 市営住宅名 ／ 料金（円） 玉津1区～5区 ／ 1月当り 1,000 新堀1区・2区 ／ 〃 1,500 氷見西町1区～8区 ／ 〃 1,000 飯岡1区～8区 ／ 〃 1,000 古川北1区～12区 ／ 〃 1,000 泉町1区～8区 ／ 〃 1,000 西の原1区・2区 ／ 〃 1,000 古川1区 ／ 〃 1,500 福武1区・2区 ／ 〃 1,000 山の下1区・2区 ／ 〃 1,000 下小川 ／ 〃 1,000				

公営住宅法施行令

（家賃の算定方法）

第２条　公営住宅法（以下「法」という。）第 16 条第１項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額）とする。

(1)　公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）第２条第１項に規定する標準地の同法第６条の規定による公示価格その他の土地の価格を勘案して0.7以上1.6以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの

(2)　当該公営住宅の床面積の合計（共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。）を 70 平方メートルで除した数値

(3)　公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて１以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該公営住宅に係るもの

(4)　事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して 0.7 以上１以下で定める数値

２　前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める額とする。

入居者の収入	額
123,000 円以下の場合	37,100 円
123,000 円を超え 153,000 円以下の場合	45,000 円
153,000 円を超え 178,000 円以下の場合	53,200 円
178,000 円を超え 200,000 円以下の場合	61,400 円
200,000 円を超え 238,000 円以下の場合	70,900 円
238,000 円を超え 268,000 円以下の場合	81,400 円
268,000 円を超え 322,000 円以下の場合	94,100 円
322,000 円を超える場合	107,700 円

公営住宅家賃の算定方法

市営住宅の家賃の算定方法は、以下の計算式によって算出する。

本来入居者の家賃＝①家賃算定基礎額×②市町村立地係数×③規模係数×④経過年数係数×⑤利便性係数

①家賃算定基礎額：入居者の収入に応じて設定される応能部分であり、令第 2 条第 2 項の収入区分ごとに定まる額。

②市町村立地係数：市町村の立地条件の偏差を表すものとして、国土交通大臣が市町村ごとに定める数値。
（平成 14 年の数値）　西条市　0.85　東予市　0.7　丹原町　0.7　小松町　0.7

③規　模　係　数：当該公営住宅の床面積を 70 ㎡で除した数値。(床面積が大きくなれば家賃が上昇し、小さくなれば低下する。)

④経過年数係数　：初年度を１とし、以降一定の数値で減少していく。(国土交通省の定める式で算出する。)

⑤利便性係数　　：事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備等を勘案して、0.7～1.0 の範囲で設定するもの。

上記係数のうち「利便性係数」のみ事業主体(市町村)の裁量で決定する。利便性係数は、立地便益係数と住宅設備係数に区分され、それぞれの算出手法及び数値の決定は市町村の裁量である。

利便性係数＝立地便益係数＋住宅設備係数

立地便益係数：駅、学校、病院からの距離や周囲の環境などの立地利便が客観的に評価されている固定資産評価額を基に定める。

住宅設備係数：住宅ごとの設備に応じた係数。設備の整った住宅ほど数値が高くなり、家賃が高くなる。

現在の立地便益係数の算定方法

◇西条市の方法

・西条市独自の方法。

・当該団地の固定資産評価額が、市内の団地固定資産評価額水準のどの辺りにあるかを評価。(0.75～0.95 の範囲内で設定する。)

（当該団地固定資産評価額－最低団地固定資産評価額）÷（(最高団地固定資産評価額－最低団地固定資産評価額）÷20）)÷100＋0.75

◇東予市の方法

・愛媛県方式に準拠。

・当該団地の固定資産評価額が、市内の宅地の固定資産評価額のどの辺りにあるかを評価。

（１÷（10－7.5×当該団地固定資産評価額÷市内の住宅地最高の固定資産評価額）－１÷10）×0.8＋0.7

◇丹原町の方法

・愛媛県方式に準じ、丹原町の独自色を加える。

・当該団地の固定資産評価額が、町内の最高団地固定資産評価額と比べてどの辺りにあるかを評価。

（１÷（10－7.5×当該団地固定資産評価額÷最高団地固定資産評価額）－１÷10）×0.8＋0.7

◇小松町の方法

・以下のように団地ごとに設定。

御手洗教員団地	0.740	宝来ブロック団地	0.756	妙口団地	0.720	岡村団地	0.728
川原谷第1団地	0.750	御手洗団地	0.740	川原谷第２団地	0.744	小松団地	0.736
南川団地	0.726	大開第１団地	0.726	大開第２団地	0.726	一之宮団地	0.737

各市町営住宅団地別家賃(平成 14 年度)

西条市　　（１／３）

住宅名	区	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	本来入居者の家賃（円）				市町村立地係数	利便性係数
							家賃算定基礎額 (37,100 円)	家賃算定基礎額 (45,000 円)	家賃算定基礎額 (53,200 円)	家賃算定基礎額 (61,400 円)		
飯岡	１区	2K	41	飯岡２５９１番地	簡易耐火平家	8	4,300	5,200	6,200	7,200	0.85	0.7420
飯岡	２区	2K	41	飯岡２５９１番地	簡易耐火平家	12	3,700	4,500	5,300	6,200	0.85	0.7420
飯岡	３区	2K	42	飯岡２５９１番地	簡易耐火平家	8	4,500	5,500	6,500	7,500	0.85	0.7420
飯岡	４区	2K	42	飯岡２５９１番地	簡易耐火平家	12	3,900	4,700	5,600	6,500	0.85	0.7420
飯岡	５区	2K	43	飯岡２５９１番地	簡易耐火平家	8	4,800	5,800	6,900	7,900	0.85	0.7420
飯岡	６区	2K	43	飯岡２５９１番地	簡易耐火平家	14	4,100	5,000	5,900	6,800	0.85	0.7420
飯岡	７区	2DK	44	飯岡２５９１番地	簡易耐火２階	8	9,000	11,000	11,800	11,800	0.85	0.7420
飯岡	８区	2DK	44	飯岡２５９１番地	簡易耐火２階	12	8,300	10,100	11,000	11,000	0.85	0.7420
泉町	１区	2K	32	大町２７６番地の２	簡易耐火平家	6	2,600	3,100	3,700	4,300	0.85	0.8340
泉町	２区	2K	32	大町２７６番地の２	簡易耐火平家	14	2,100	2,500	3,000	3,500	0.85	0.8340
泉町	３区	2K	33	大町２７６番地の２	簡易耐火平家	12	2,800	3,400	4,100	4,700	0.85	0.8340
泉町	４区	2K	33	大町２７６番地の２	簡易耐火平家	7	2,300	2,800	3,300	3,800	0.85	0.8340
泉町	５区	2K	34	大町２７６番地の２	簡易耐火平家	6	3,000	3,700	4,400	5,100	0.85	0.8340
泉町	６区	2K	34	大町９４８番地の１	簡易耐火平家	18	2,500	3,000	3,500	4,100	0.85	0.8340
泉町	７区	3K	53	大町７６４番地の１	簡易耐火２階	6	17,200	20,900	24,700	28,500	0.85	0.8340
泉町	８区の１	2DK	53	大町７６４番地の１	簡易耐火２階	4	15,000	18,200	21,500	24,800	0.85	0.8340
泉町	８区の２	3K	53	大町７６４番地の１	簡易耐火２階	8	17,200	20,900	24,700	28,500	0.85	0.8340
下小川		3K	56	大町２４１番地の１	簡易耐火２階	6	18,100	21,900	25,900	29,900	0.85	0.7860
新堀	１区	3DK	62	神拝乙１４７番地の１	高層６階	30	20,500	24,900	29,500	34,000	0.85	0.9800
新堀	２区	3DK	63	神拝乙１４７番地の１	高層６階	30	22,000	26,700	31,600	36,500	0.85	0.9800
玉津	１区	3DK	57	玉津５９１番地の１	中層５階	35	18,100	22,000	26,000	30,000	0.85	0.9430
玉津	２区	3DK	58	玉津５９１番地の１	高層６階	36	18,600	22,600	26,700	30,900	0.85	0.9430
玉津	３区	3DK	59	玉津５９１番地の１	高層６階	30	18,900	22,900	27,100	31,300	0.85	0.9430
玉津	４区	3DK	60	玉津５９１番地の１	高層６階	36	19,200	23,300	27,500	31,700	0.85	0.9430
玉津	５区	3DK	61	玉津５９１番地の１	高層６階	30	19,400	23,600	27,900	32,200	0.85	0.9430
玉津団地		3DK	56	玉津１３７番地の１	簡易耐火２階	3	18,000	21,900	25,900	29,900	0.85	0.8000
西の原	１区	3K	52	氷見乙１８２３番地の５	簡易耐火２階	6	14,400	17,500	20,700	2,390	0.85	0.7480
西の原	１区	2DK	52	氷見乙１８２３番地の５	簡易耐火２階	2	12,600	15,200	18,000	20,800	0.85	0.7480
西の原	２区	3K	54	氷見乙１８３４番地	簡易耐火２階	17	14,900	18,100	21,400	24,700	0.85	0.7490

住宅名	区	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	本来入居者の家賃（円）				市町村立地係数	利便性係数
							家賃算定基礎額 (37,100 円)	家賃算定基礎額 (45,000 円)	家賃算定基礎額 (53,200 円)	家賃算定基礎額 (61,400 円)		
氷見西		2K	23	氷見乙１６２３番地の６	木造平家	10	500	600	700	800	0.85	0.7230
氷見西町	１区	2K	45	氷見乙２０２９番地の４	簡易耐火平家	12	5,300	6,400	7,600	8,800	0.85	0.7500
氷見西町	２区	2K	45	氷見乙２０２９番地の４	簡易耐火平家	8	4,800	5,800	6,900	8,000	0.85	0.7500
氷見西町	３区	2DK	46	氷見乙２０２９番地の４	簡易耐火２階	18	9,500	11,500	13,600	13,900	0.85	0.7500
氷見西町	４区	2DK	46	氷見乙２０２９番地の４	簡易耐火２階	10	8,800	10,600	12,600	12,800	0.85	0.7500
氷見西町	５区	2DK	47	氷見乙２０２９番地の４	簡易耐火２階	18	9,800	11,900	14,100	14,400	0.85	0.7500
氷見西町	６区	2DK	47	氷見乙２０２９番地の４	簡易耐火２階	12	9,200	11,200	13,200	13,500	0.85	0.7500
氷見西町	７区	2DK	48	氷見乙２０２９番地の４	簡易耐火２階	4	10,500	12,800	15,100	16,400	0.85	0.7500
氷見西町	８区	2DK	48	氷見乙２０２９番地の４	簡易耐火２階	12	9,600	11,700	13,800	15,200	0.85	0.7500
福武	１区	3K	51	福武甲１６４３番地の２	簡易耐火２階	4	14,900	18,100	21,500	24,800	0.85	0.7900
福武	２区	2DK	51	福武甲１６４３番地の２	簡易耐火２階	4	13,000	15,800	18,700	21,600	0.85	0.7900
古川	１４区	2K	40	古川甲２５２番地の１	簡易耐火平家	12	4,200	5,200	6,100	7,000	0.85	0.8920
古川	３区	2K	35	古川甲２５２番地の１	簡易耐火平家	6	3,500	4,300	5,100	5,900	0.85	0.8920
古川	４区	2K	35	古川甲２５２番地の１	簡易耐火平家	6	2,800	3,400	4,100	4,700	0.85	0.8920
古川	５区	2K	36	古川甲２５２番地の１	簡易耐火平家	12	3,800	4,600	5,400	6,300	0.85	0.8920
古川	６区	2K	36	古川甲２５２番地の１	簡易耐火平家	12	3,400	4,100	4,900	5,700	0.85	0.8920
古川	７区	2K	37	古川甲２５２番地の１	簡易耐火平家	6	4,200	5,100	6,000	7,000	0.85	0.8920
古川	８区	2K	37	古川甲２５２番地の１	簡易耐火平家	12	3,600	4,400	5,200	6,000	0.85	0.8920
古川	９区	2K	38	古川甲２５２番地の１	簡易耐火平家	8	4,500	5,400	6,400	7,400	0.85	0.8920
古川	１０区	2K	38	古川甲２５２番地の１	簡易耐火平家	12	3,800	4,700	5,500	6,400	0.85	0.8920
古川	１１区	2K	39	古川甲２５２番地の１	簡易耐火平家	12	4,700	5,700	6,700	7,800	0.85	0.8920
古川	１２区	2K	39	古川甲２５２番地の１	簡易耐火平家	8	4,000	4,900	5,800	6,700	0.85	0.8920
古川	１３区	2K	40	古川甲２５２番地の１	簡易耐火平家	8	4,900	6,000	7,100	8,200	0.85	0.8920
古川１区	Ａ１	3LDK	9	古川甲２５２番地の１	高層６階	12	32,200	39,100	46,200	53,300	0.85	0.9520
古川１区	Ａ２	3LDK	9	古川甲２５２番地の１	高層６階	6	30,000	36,400	43,100	49,700	0.85	0.9520
古川１区	Ａ３	3DK	9	古川甲２５２番地の１	高層６階	12	30,100	36,600	43,200	49,900	0.85	0.9520
古川１区	Ｂ１	2DK	9	古川甲２５２番地の１	高層６階	6	23,400	28,400	33,600	38,800	0.85	0.9520
古川１区	Ｂ２	2DK	9	古川甲２５２番地の１	高層６階	6	23,400	28,400	33,600	38,800	0.85	0.9520
古川北	１区	2DK	48	古川甲３７６番地の２	簡易耐火２階	24	10,400	12,600	14,900	17,200	0.85	0.8050
古川北	２区	2DK	49	古川甲３７６番地の２	簡易耐火２階	10	12,700	15,400	18,300	20,900	0.85	0.8050
古川北	３区	2DK	49	古川甲３７６番地の２	簡易耐火２階	10	11,800	14,400	17,000	19,600	0.85	0.8050

住宅名	区	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	本来入居者の家賃（円）				市町村立地係数	利便性係数
							家賃算定基礎額 (37,100 円)	家賃算定基礎額 (45,000 円)	家賃算定基礎額 (53,200 円)	家賃算定基礎額 (61,400 円)		
古川北	４区の１	3K	50	古川甲３７６番地の２	簡易耐火２階	3	15,100	18,300	21,600	25,000	0.85	0.8050
古川北	４区の２	2DK	50	古川甲３７６番地の２	簡易耐火２階	7	13,100	15,900	18,900	21,800	0.85	0.8050
古川北	５区	2DK	50	古川甲３７６番地の２	簡易耐火２階	10	12,700	15,400	18,200	21,000	0.85	0.8050
古川北	６区の１	3K	51	古川甲３７６番地の２	簡易耐火２階	4	15,300	18,600	22,000	25,400	0.85	0.8050
古川北	６区の２	2DK	51	古川甲３７６番地の２	簡易耐火２階	4	12,900	15,600	18,500	21,300	0.85	0.8050
古川北	７区の１	3K	51	古川甲３７６番地の２	簡易耐火２階	8	15,300	18,600	22,000	25,400	0.85	0.8050
古川北	７区の２	2DK	51	古川甲３７６番地の２	簡易耐火２階	8	13,400	16,200	19,200	22,100	0.85	0.8050
古川北	８区	2DK	51	古川甲３７６番地の２	簡易耐火２階	6	12,900	15,600	18,500	21,300	0.85	0.8050
古川北	９区の１	3K	51	古川甲３７６番地の２	簡易耐火２階	9	15,600	18,900	22,400	25,800	0.85	0.8050
古川北	９区の２	2DK	51	古川甲３７６番地の２	簡易耐火２階	3	13,600	16,500	19,500	22,500	0.85	0.8050
古川北	10 区の１	3K	51	古川甲３７６番地の２	簡易耐火２階	2	15,600	18,900	22,400	25,800	0.85	0.8050
古川北	10 区の２	2DK	51	古川甲３７６番地の２	簡易耐火２階	4	13,600	16,500	19,500	22,500	0.85	0.8050
古川北	11 区の１	3K	55	古川甲３７６番地の２	簡易耐火２階	18	17,500	21,200	25,100	29,000	0.85	0.8350
古川北	11 区の２	2DK	55	古川甲３７６番地の２	簡易耐火２階	2	22,500	27,300	32,300	37,300	0.85	0.8350
古川北	１２区	3K	56	古川甲３７６番地の２	簡易耐火２階	13	18,200	22,000	26,100	30,100	0.85	0.8350
戻川	６区	2K	31	飯岡３９２４番地の５	簡易耐火平家	12	2,200	2,600	3,100	3,600	0.85	0.7540
戻川	７区	2K	31	飯岡３９２４番地の５	簡易耐火平家	8	1,700	2,100	2,500	2,900	0.85	0.7540
戻川	８区	2K	35	飯岡３９２４番地の５	木造平家	6	2,400	2,900	3,400	4,000	0.85	0.7540
山の下	１区	3K	53	洲之内甲５番地の４	簡易耐火２階	3	15,000	18,200	21,500	24,800	0.85	0.7500
山の下	２区	3K	54	洲之内甲５番地の４	簡易耐火２階	3	15,700	19,100	22,600	26,100	0.85	0.7500
						869						

東予市　　（1／2）

住宅名	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	本来入居者の家賃（円）				市町村立地係数	利便性係数
						家賃算定基礎額 (37,100 円)	家賃算定基礎額 (45,000 円)	家賃算定基礎額 (53,200 円)	家賃算定基礎額 (61,400 円)		
旦之上	2DK	10	旦之上甲８８	中層３階	4	21,000	25,500	30,200	34,800	0.70	0.9128
旦之上	3LDK	10	旦之上甲８８	中層３階	9	25,200	30,500	36,100	41,700	0.70	0.9128
旦之上	3LDK	10	旦之上甲８８	中層３階	4	25,800	31,300	37,000	42,700	0.70	0.9128
六反地	2DK	8	三芳１８８３－１	中層３階	4	20,900	25,300	29,900	34,600	0.70	0.9116
六反地	3LDK	8	三芳１８８３－１	中層３階	9	25,200	30,600	36,200	41,800	0.70	0.9116
六反地	3DK 大	8	三芳１８８３－１	中層３階	4	25,000	30,300	35,800	41,400	0.70	0.9116
大新田①	2DK	45	大新田２６５	簡易耐火平家	8	4,500	5,400	6,400	7,400	0.70	0.7268
大新田②	2DK	45	大新田２６５	簡易耐火平家	4	4,000	4,800	5,700	6,600	0.70	0.7268
国安３・４	2DK	48	国安１４９	簡易耐火平家	14	5,400	6,600	7,800	9,000	0.70	0.7316
国安１	2DK	49	国安１１３	簡易耐火２階	6	9,500	11,600	13,700	15,800	0.70	0.7316
国安２	2DK	49	国安１１４	簡易耐火２階	6	9,000	10,900	12,900	14,900	0.70	0.7316
国安５	3DK	50	国安１１４	中層４階	16	11,000	13,400	15,800	18,300	0.70	0.7566
国安６・７	3DK	52	国安１５８－９	簡易耐火２階	10	11,300	13,700	16,200	18,700	0.70	0.7469
国安８・９	3DK	53	国安１５８－９	簡易耐火２階	14	11,900	14,500	17,100	19,700	0.70	0.7469
国安１０・１１	3DK	54	国安１５８－１	簡易耐火２階	13	12,400	15,100	17,800	20,600	0.70	0.7469
国安１２・１３	3DK	55	国安１５８－１	簡易耐火２階	12	12,700	15,400	18,200	21,000	0.70	0.7469
北星	3DK	51	壬生川６８１－５	簡易耐火２階	6	10,900	13,200	15,600	18,100	0.70	0.7366
三芳	3DK	60	三芳１７９１－１	木造２階	4	13,400	16,200	19,200	22,200	0.70	0.7688
本松寺	3DK	61	周布２－３	木造２階	10	13,900	16,900	20,000	23,100	0.70	0.7922
河北①	3DK	61	三芳１９２	耐火２階	4	15,100	18,400	21,700	25,100	0.70	0.8236
河北②	3DK	61	三芳１９２	耐火２階	8	14,400	17,500	20,700	23,900	0.70	0.8236
河北①	3DK	62	三芳１９２	耐火２階	4	15,300	18,600	22,000	25,400	0.70	0.8236
河北②	3DK	62	三芳１９２	耐火２階	8	14,600	17,700	20,900	24,200	0.70	0.8236
当田①	3DK	63	新市９８－２	中層４階	8	16,200	19,600	23,200	26,800	0.70	0.8613
当田②	3DK	63	新市９８－２	中層４階	24	15,500	18,900	22,300	25,800	0.70	0.8613
壬生川①	3DK	3	壬生川１１６－２	中層３階	8	20,100	24,400	28,900	33,300	0.70	0.9768
壬生川②	2DK	3	壬生川１１６－２	中層３階	4	14,100	17,200	20,300	23,400	0.70	0.9768
壬生川②	3DK	3	壬生川１１６－２	中層３階	6	19,300	23,400	27,700	32,000	0.70	0.9768
壬生川②	3DK 大	3	壬生川１１６－２	中層３階	2	22,800	27,700	32,800	37,800	0.70	0.9768
新町１①	3DK	5	新町２１１	中層３階	12	21,600	26,200	31,000	35,800	0.70	0.9517

住宅名	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	本来入居者の家賃（円）				市町村立地係数	利便性係数
						家賃算定基礎額 (37,100 円)	家賃算定基礎額 (45,000 円)	家賃算定基礎額 (53,200 円)	家賃算定基礎額 (61,400 円)		
新町１②	2DK	5	新町２１１	中層３階	4	15,200	18,400	21,800	25,200	0.70	0.9517
新町１②	3DK	5	新町２１１	中層３階	6	20,500	24,900	29,400	33,900	0.70	0.9517
新町１②	4DK	5	新町２１１	中層３階	4	23,200	28,100	33,300	38,400	0.70	0.9517
新町２①	3DK	6	新町２７８－１	中層３階	6	23,000	28,000	33,100	38,200	0.70	0.9517
新町２②	2DK	6	新町２７８－１	中層３階	4	16,100	19,500	23,100	26,700	0.70	0.9517
新町２②	3DK	6	新町２７８－１	中層３階	6	22,300	27,100	32,000	36,900	0.70	0.9517
新町２②	4DK	6	新町２７８－１	中層３階	4	26,200	31,800	37,600	43,400	0.70	0.9517
新町３①	3DK	7	新町２７８－１	中層３階	9	23,900	29,000	34,300	39,600	0.70	0.9517
新町３②	2DK	7	新町２７８－１	中層３階	4	17,600	21,300	25,200	29,100	0.70	0.9517
新町３②	3DK	7	新町２７８－１	中層３階	9	23,300	28,200	33,400	38,500	0.70	0.9517
新町３②	3DK 大	7	新町２７８－１	中層３階	4	24,600	29,900	35,300	40,800	0.70	0.9517
					305						

丹原町

住宅名	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	本来入居者の家賃（円）				市町村立地係数	利便性係数
						家賃算定基礎額 (37,100 円)	家賃算定基礎額 (45,000 円)	家賃算定基礎額 (53,200 円)	家賃算定基礎額 (61,400 円)		
御陣家南Ｉ	3DK	13	池田１２２４－２１，２２	木造２階	4	21,500	26,100	30,900	35,600	0.70	0.7585
御陣家南	3DK	60	池田１２２４－１	簡易耐火２階	5	14,200	17,200	20,400	23,500	0.70	0.7585
御陣家北	3DK	55	池田１１７６－１	簡易耐火２階	5	13,600	16,500	19,600	22,600	0.70	0.7954
御陣家北	3DK	56	池田１１７６－１	簡易耐火２階	6	13,800	16,800	19,900	22,900	0.70	0.7954
御陣家北	3DK	57	池田１１７６－１	簡易耐火２階	6	14,000	17,100	20,200	23,300	0.70	0.7954
御陣家北	3DK	57	池田１１７６－１	簡易耐火２階	9	16,100	19,600	23,100	26,700	0.70	0.7954
下町	3DK	63	池田１８８１－１	耐火２階	6	19,700	23,900	28,300	32,600	0.70	0.9700
下町	3DK	1	池田１８８１－１	耐火２階	4	20,300	24,600	29,100	33,600	0.70	0.9700
北田野	3LDK	5	北田野１６３４－２	耐火２階	2	18,000	21,800	25,800	29,800	0.70	0.7817
北田野	3LDK	5	北田野１６３４－２	耐火２階	6	17,200	20,900	24,700	28,500	0.70	0.7817
北田野	3LDK	6	北田野１６３４－２	耐火２階	4	18,200	22,100	26,100	30,100	0.70	0.7817
北田野	3LDK	6	北田野１６３４－２	耐火２階	4	17,400	21,100	25,000	28,900	0.70	0.7817
古田新出	2DK	41	池田５０１－１	木造平家	10	3,400	4,200	5,000	5,700	0.70	0.7596
古田新出	3DK	41	古田甲１２３－１	木造平家	14	3,900	4,800	5,700	6,500	0.70	0.7596
					85						

小松町　　（1／2）

住宅名	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	本来入居者の家賃（円）				市町村立地係数	利便性係数
						家賃算定基礎額 (37,100 円)	家賃算定基礎額 (45,000 円)	家賃算定基礎額 (53,200 円)	家賃算定基礎額 (61,400 円)		
御手洗教員団地	2DK	41	南川甲 46 番地 2	簡易耐火２階	21	6,700	8,100	9,600	11,100	0.70	0.7400
宝来ブロック団地	2DK	30	新屋敷甲 453 番地	簡易耐火平家	18	1,600	1,900	2,300	2,700	0.70	0.7560
妙口団地	2DK	30	妙口甲 88 番地	木造平家	5	1,300	1,600	1,900	2,200	0.70	0.7200
妙口団地	2DK	39	妙口甲 88 番地	木造平家	10	3,100	3,800	4,500	5,100	0.70	0.7200
岡村団地	2DK	38	新屋敷甲 3027 番地	木造平家	4	3,100	3,800	4,500	5,200	0.70	0.7280
岡村団地	2DK	38	新屋敷甲 3027 番地	木造平家	15	3,500	4,200	5,000	5,700	0.70	0.7280
川原谷第 1 団地	2DK	39	新屋敷甲 2197 番地 1	木造平家	20	3,600	4,400	5,200	6,000	0.70	0.7500
御手洗団地	2DK	40	南川甲 43 番地 1	木造平家	8	3,600	4,400	5,200	6,000	0.70	0.7400
御手洗団地	2DK	40	南川甲 43 番地 1	木造平家	12	3,100	3,800	4,500	5,200	0.70	0.7400
川原谷第 2 団地	2DK	40	新屋敷甲 2412 番地 1	木造平家	15	3,100	3,800	4,500	5,200	0.70	0.7440
小松団地	2DK	40	新屋敷甲 2130 番地 1	木造平家	7	3,100	3,800	4,400	5,100	0.70	0.7360
小松団地	2DK	41	新屋敷甲 2130 番地 1	木造平家	10	3,200	4,000	4,700	5,400	0.70	0.7360
南川団地	2DK	41	南川甲 405 番地	木造平家	10	3,800	4,600	5,400	6,200	0.70	0.7260
南川団地	2DK	42	南川甲 405 番地	木造平家	4	3,900	4,800	5,700	6,500	0.70	0.7260
南川団地	2DK	42	南川甲 405 番地	木造平家	13	3,400	4,100	4,800	5,600	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	43	北川 69 番地 5	木造平家	4	3,700	4,500	5,300	6,100	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	43	北川 69 番地 5	木造平家	4	4,300	5,200	6,200	7,200	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	43	北川 69 番地 5	木造平家	2	3,700	4,500	5,300	6,100	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	44	北川 69 番地 5	木造平家	4	4,500	5,400	6,400	7,400	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	44	北川 69 番地 5	木造平家	6	3,800	4,600	5,400	6,300	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	45	北川 69 番地 5	木造平家	4	4,600	5,600	6,700	7,700	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	45	北川 69 番地 5	木造平家	6	3,900	4,800	5,700	6,600	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	46	北川 69 番地 5	木造平家	6	4,800	5,900	7,000	8,000	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	46	北川 69 番地 5	木造平家	4	4,100	5,000	5,900	6,800	0.70	0.7260
大開第 2 団地	2DK	47	北川 62 番地 4	簡易耐火２階	6	7,900	9,600	11,400	13,100	0.70	0.7260
大開第 2 団地	2DK	47	北川 62 番地 4	簡易耐火２階	6	7,300	8,900	10,500	12,200	0.70	0.7260
大開第 2 団地	2DK	48	北川 62 番地 4	簡易耐火２階	6	8,400	10,200	12,000	13,900	0.70	0.7260
大開第 2 団地	2DK	48	北川 62 番地 4	簡易耐火２階	6	7,700	9,400	11,100	12,800	0.70	0.7260
大開第 2 団地	2DK	49	北川 62 番地 4	簡易耐火２階	6	9,300	11,300	13,400	15,400	0.70	0.7260
大開第 2 団地	2DK	49	北川 62 番地 4	簡易耐火２階	6	8,700	10,600	12,500	14,400	0.70	0.7260

住宅名	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	本来入居者の家賃（円）				市町村立地係数	利便性係数
						家賃算定基礎額 (37,100 円)	家賃算定基礎額 (45,000 円)	家賃算定基礎額 (53,200 円)	家賃算定基礎額 (61,400 円)		
大開第 2 団地	2DK	50	北川 62 番地 4	簡易耐火２階	12	9,900	12,000	14,200	16,400	0.70	0.7260
大開第 2 団地	2DK	50	北川 62 番地 4	簡易耐火２階	6	9,300	11,300	13,400	15,500	0.70	0.7260
一之宮団地	3DK	51	新屋敷甲 128 番地 1	簡易耐火２階	6	10,700	13,000	15,400	17,800	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	51	新屋敷甲 128 番地 1	簡易耐火２階	6	10,100	12,300	14,600	16,800	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	52	新屋敷甲 128 番地 1	簡易耐火２階	6	11,300	13,700	16,200	18,700	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	52	新屋敷甲 128 番地 1	簡易耐火２階	6	10,700	12,900	15,300	17,700	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	53	新屋敷甲 128 番地 1	簡易耐火２階	6	12,100	14,700	17,400	20,100	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	53	新屋敷甲 128 番地 1	簡易耐火２階	6	11,500	13,900	16,500	19,000	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	54	新屋敷甲 128 番地 1	簡易耐火２階	6	12,700	15,400	18,300	21,100	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	54	新屋敷甲 128 番地 1	簡易耐火２階	6	12,000	14,600	17,300	19,900	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	55	新屋敷甲 128 番地 1	簡易耐火２階	6	12,600	15,300	18,100	20,900	0.70	0.7370
					320						

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協　議　項　目	使用料・手数料等の取扱い（その３）	細　　項　　目	使用料		
事 務 事 業 名	行政財産の目的外使用の許可にかかる使用料	専 門 部 会 名	財務部会	分 科 会 名	管財分科会
調　整　方　針	行政財産の目的外使用の許可にかかる使用料については、次のとおり調整する。 １　土地及び建物の使用料については、西条市及び東予市の例により調整する。 ２　電柱その他の物件を設置する場合の使用料については、西条市の例により調整する。				

事務事業の現況

西条市

[西条市行政財産の使用料徴収条例]

(使用料)

第3条　使用料は、年額で定める。ただし、使用期間が1年に満たない場合については、月割をもって算定した額とする。

(土地使用料算定基準)

第4条　土地の使用料は、第2条の規定により算出した額に100分の5を乗じて得た額とする。ただし、別表第1及び別表第2に掲げる物件を設置する目的で使用するときは、当該別表第1及び別表第2に定めるところによる。

(建物使用料算定基準)

第5条　建物の使用料は、第2条の規定により算出した額に100分の5.5を乗じて得た額とする。

別表第1(第4条関係)

物件		単位	使用料
電柱	3条以下の電線を支持するもの	1本につき 1年	1,000円
	4条又は５条の電線を支持するもの		1,600円
	6条以上の電線を支持するもの		2,200円
その他の柱類(電話柱を除く。)			72円
共架電線その他上空に設ける線類(電話線を除く。)		長さ１ﾒｰﾄﾙにつき1年	10円
地下埋設物	外径0.1ﾒｰﾄﾙ未満のもの		48円
	外径0.1ﾒｰﾄﾙ以上0.15ﾒｰﾄﾙ未満のもの		72円
	外径0.15ﾒｰﾄﾙ以上0.2ﾒｰﾄﾙ未満のもの		95円
	外径0.2ﾒｰﾄﾙ以上0.4ﾒｰﾄﾙ未満のもの		190円
	外径0.4ﾒｰﾄﾙ以上１ﾒｰﾄﾙ未満のもの		480円
	外径１ﾒｰﾄﾙ以上のもの		950円

備考　電柱に他の占用者が電話線を添架した場合は、電柱のほか、電話柱として別表第2を適用する。

別表第2(第4条関係)

物件	単位及び使用料
電話柱	電気通信事業法施行令別表第1による。
電話ボックス	
テレホンカード自動販売機	占用面積1平方ﾒｰﾄﾙにつき1年　1,400円

東予市

[東予市使用料条例]

(使用料)

第2条　使用料は、別表第1及び別表第2に掲げる額とする。ただし、電柱その他の物件を設置する目的で使用するときは、東予市道路占用料徴収条例別表の規定を適用して徴収する。

別表第1(第2条関係)

区分	使用料(年)	加算金
土地	使用を許可しようとする面積に市長が定める土地評価額の100分の5を乗じて得た額	光熱水費 その他 必要経費
建物	使用を許可しようとする面積に市長が定める建物評価額の100分の5.5を乗じて得た額	

電柱等は、東予市道路占用料徴収条例別表を適用。

丹原町

[丹原町使用料条例]

(使用料)

第2条　(省略)

２　別表に掲げる行政財産又は公の施設(以下「施設」という。)以外の施設を使用し、又は利用する場合の使用料は、同表に掲げる施設の使用料の額に比準して、そのつど町長が定める。

電柱等は、丹原町道路占用料徴収条例別表を適用。

小松町

[小松町使用料条例]

(使用料)

第2条　使用料は、別表に掲げる財産を使用する者から同表に定める額を徴収する。

２　別表に掲げる以外の財産を使用する場合の使用料は、その類似した財産の使用料に準じてそのつど町長が定める。

３，４　(省略)

別表(第2条関係)

区分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備考
行政施設	別館ホール	1時間につき	円 620	円 370	
	〃第1会議室	〃	250	150	
	〃第2会議室	〃	120	70	
	本館第3会議室	〃	310	180	
	〃和室会議室	〃	180	100	

[電柱・電話柱等の町有地貸付に関する事務処理要綱]

(貸付料等)

第7条　第3条の規定による町有地の貸付許可を受けた者から貸付料を徴収する。

２　町有地貸付料の額は、別表のとおりとする。

３，４　(省略)

別表(第7条関係)　　町有地貸付料金表

1　電気事業の用に供する電線路

種類	単位	期間	金額 田	畑	宅地	山林	その他
本柱	1本ごと	1箇年	円 1,870	円 1,730	円 1,500	円 260	円 260
支線柱	〃	〃	1,870	1,730	1,500	260	260
鉄塔	〃	〃	5,790	5,680	5,300	655	655

(四国4県の農業協同組合中央会と四国電力との覚書による。)

2　公衆電気通信業務の用に供する線路

種類	単位	期間	金額 田	畑	宅地	山林(ｹｰﾌﾞﾙ)	その他
本柱	1本ごと	1箇年	円 1,870	円 1,730	円 1,500	円 870	円 180
支線・支柱	〃	〃	1,870	1,730	1,500	―	180
その他の設備	使用面積1.7㎡までごとに1本とする。ただし、端数は1本とする。	〃	1,870	1,730	1,500	―	180

(公衆電気通信法施行令による。)

具体的な調整内容

行政財産の目的外使用の許可にかかる使用料については、次のとおり調整する。

１　土地及び建物の使用料については、西条市及び東予市の例により調整する。

２　電柱その他の物件を設置する場合の使用料については、西条市の例により調整する。

地方自治法

第２３８条の４（行政財産の管理及び処分）

１　行政財産は、次項に定めるもののほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

２　行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定める用途に供させるため、政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。
　この場合においては、次条第３項及び第４項の規定を準用する。

３　第１項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

４　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

５　前項の規定により許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成３年法律第９０号）の規定は、これを適用しない。

６　第４項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

地方自治法施行令

第１６９条（行政財産である土地を貸し付け又はこれに地上権を設定することができるもの）

　地方自治法第２３８条の４第２項に規定する政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、当該下欄に掲げるものとする。

１　行政財産である土地を貸し付けることができるもの	イ　特別の法律により設立された法人で国又は普通地方公共団体において出資しているもののうち、総務大臣が指定するもの ロ　港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している民法第３４条の法人、株式会社及び有限会社 ハ　公共団体又は公共的団体で法人格を有するもののうち、当該普通地方公共団体が行う事務と密接な関係を有する事業を行うもの ニ　国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び地方議会議員共済会
２　行政財産である土地に地上権を設定することができるもの	イ　日本鉄道建設公団、帝都高速度交通営団、鉄道事業法（昭和６１年法律第 ロ　日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公 ハ　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条第１項第８号に規定する ニ　ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）第２条第２項に規定する一般ガス事業者及び同条第４項に規定する簡易ガス事業者 ホ　水道法（昭和３２年法律第１７７号）第３条第５項に規定する水道事業者 ヘ　電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条第１項に規定する第１種電気通信事業者

第１６９条の２（行政財産である土地を貸し付け又はこれに地上権を設定することができる用途）

　地方自治法第２３８条の４第２項に規定する政令で定める用途は、行政財産である土地の貸付けについては、普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は前条の表の第１号の下欄に掲げるものと１むねの建物を区分して所有する場合に当該建物の用に供することとし、行政財産である土地に対する地上権の設定については、国、他の地方公共団体又は同表の第２号の下欄に掲げるものが経営する次に掲げる施設の用に供することとする。

1. 鉄道
2. 道路
3. 軌道
4. 電線路
5. ガスの導管
6. 水道（工業用水道を含む。）の導管
7. 下水道の排水管及び排水渠
8. 電気通信線路
9. 前各号に掲げる施設の付属設備

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	使用料・手数料等の取扱い（その３）	細項目	使用料		
事務事業名	都市公園の使用料(占用等)	専門部会名	都市計画部会	分科会名	都市計画分科会
調整方針	一般占用(電柱・公衆電話所等)の占用料については、道路法の規定に基づき調整する。 公園施設(売店等)の設置及び占用行為(催し物等)の占用料については、道路法の規定及び東予市の例により調整する。				

事務事業の現況

西条市

[西条市都市公園条例]
(使用料)
第10条　第3条第1項各号に掲げる許可を受けた者で、入場料又はこれに類似するものを徴収する場合は、1平方メートル当たり1日につき10円に相当する額の使用料を納入しなければならない。
２,３,４　(省略)

[西条市行政財産の使用料徴収条例]
(使用料)
第3条　使用料は、年額で定める。ただし、使用期間が1年に満たない場合については、月割をもって算定した額とする。
(土地使用料算定基準)
第4条　土地の使用料は、第2条の規定により算出した額に100分の5を乗じて得た額とする。ただし、別表第1及び別表第2に掲げる物件を設置する目的で使用するときは、当該別表第1及び別表第2に定めるところによる。
(建物使用料算定基準)
第5条　建物の使用料は、第2条の規定により算出した額に100分の5.5を乗じて得た額とする。

別表第1(第4条関係)

物件		単位	使用料
電柱	3条以下の電線を支持するもの	1本につき1年	1,000円
	4条又は５条の電線を支持するもの		1,600円
	5条以上の電線を支持するもの		2,200円
その他の柱類(電話柱を除く。)			72円
共架電線その他上空に設ける線類(電話線を除く。)		長さ１ﾒｰﾄﾙにつき1年	10円
地下埋設物	外径0.1ﾒｰﾄﾙ未満のもの		48円
	外径0.1ﾒｰﾄﾙ以上0.15ﾒｰﾄﾙ未満のもの		72円
	外径0.15ﾒｰﾄﾙ以上0.2ﾒｰﾄﾙ未満のもの		95円
	外径0.2ﾒｰﾄﾙ以上0.4ﾒｰﾄﾙ未満のもの		190円
	外径0.4ﾒｰﾄﾙ以上１ﾒｰﾄﾙ未満のもの		480円
	外径１ﾒｰﾄﾙ以上のもの		950円

備考　電柱に他の占用者が電話線を添架した場合は、電柱のほか、電話柱として別表第2を適用する。

別表第2(第4条関係)

物件	単位及び使用料
電話柱	電気通信事業法施行令別表第1による。
電話ボックス	
テレホンカード自動販売機	占用面積1平方ﾒｰﾄﾙにつき1年　1,400円

東予市

[東予市公園条例]
(使用料)
第10条　法(都市公園法)第5条第2項、法第6条第1項、同条第3項若しくは第4項又は第8条の2第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に掲げる使用料を納付しなければならない。
２　(省略)

別表第１(第10条関係)

1　公園施設を設ける場合

目的	単位	期間	使用料
売店その他これに類するもの	1平方ﾒｰﾄﾙ	1年	3,800円

2　公園を占用し、又は公園において行為をする場合

種別	単位	期間	使用料
鉄柱及びコンクリート柱	1基	1年	1,000円
第1種電柱(支線柱は1本とする。)	1本	1年	1,000円
第2種電柱(支線柱は1本とする。)	1本	1年	1,600円
第3種電柱(支線柱は1本とする。)	1本	1年	2,200円
第1種電話柱	1本	1年	930円
第2種電話柱	1本	1年	1,500円
第3種電話柱	1本	1年	2,100円
共架電線その他上空に設ける線類	1ﾒｰﾄﾙ	1年	10円
公衆電話所	1個	1年	1,400円
地質、水質等を調査するための施設	1平方ﾒｰﾄﾙ	1月	440円
		1日	44円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	1平方ﾒｰﾄﾙ	1月	440円
土石、竹木、瓦その他の工事用材料	1平方ﾒｰﾄﾙ	1月	440円
募金その他これらに類する行為	1時間		1,500円
業として行う写真の撮影	1平方ﾒｰﾄﾙ	1日	44円
業として行う映画の撮影	1時間		1,500円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをするため設けられる仮設工作物及び催しのため公園を利用すること	1平方ﾒｰﾄﾙ	1日	10円
露店	1平方ﾒｰﾄﾙ	1日	44円
興業	1平方ﾒｰﾄﾙ	1日	44円

備考
1　使用料の額が年額をもって定められている場合、その使用期間が1年未満のもの又は1年未満の端数が生じたときは月割(この場合1月未満の日数は1月とする。)で算出する。
2　使用料の額が月を単位として定められている場合は、その使用月額により算出する。ただし、その使用期間に1月未満の端数が生じたときはその月の現日数に応じて日割計算によりで算出する。

(次ページに続く)

丹原町

[丹原町都市公園条例]
第11条　法(都市公園法)第5条第2項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者、又は有料公園施設(以下「有料公園等」という。)を利用しようとする者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

別表第３(第11条関係)

区分		単位	使用料
公園施設を設ける場合	売店その他これに類するもの	1平方ﾒｰﾄﾙにつき1日	25円
公園を占用し、又は公園において行為をする場合	鉄柱及びコンクリート柱	1本につき1年	680円
	電柱(支柱支線は各1本とする。)		680円
	電話柱(電柱であるものを除く。)		250円
	共架電柱　第1種電気通信事業のもの		180円
	共架電柱　その他のもの		480円
	郵便差出箱	1個につき1年	250円
	公衆電話所		620円
	競技会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しをするため設けられる仮設工作物及び占用し公園を利用するもの	1平方ﾒｰﾄﾙにつき1日	5円
	露店	1平方ﾒｰﾄﾙにつき1日	25円
	興業		
	広告塔等	1平方ﾒｰﾄﾙにつき1月	220円

小松町

[小松町都市公園条例]
第10条　法(都市公園法)第5条第2項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設(以下「有料公園等」という。)を利用しようとする者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

別表第３(第10条関係)

区分			単位	使用料(円)
公園施設を設ける場合	売店その他これに類するもの		1平方ﾒｰﾄﾙ1日につき	19
町が設置する公園施設を管理する場合	〃		1平方ﾒｰﾄﾙ1月につき	180
都市公園を占用する場合	鉄柱及びコンクリート柱		1本につき1年	1,200
	電柱(支柱支線は各1本とする。)			1,200
	電話柱(電柱であるものを除く。)			690
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1ﾒｰﾄﾙにつき1年	7
	地下電線その他下空に設ける線類			4
	郵便差出箱		1個につき1年	450
	公衆電話所			1,100
	広告塔等		1平方ﾒｰﾄﾙにつき1月	110
都市公園において行為する場合	行商、募金その他これに類する行為をする場合		1人1日につき	370
	業として行う写真の撮影	常時	1月につき	370
		臨時	1日につき	40
	業として行う映画の撮影		1時間につき	620
	興行		1平方ﾒｰﾄﾙ1日につき	10
	競技会、展示会、博覧会、音楽会、撮影会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用する場合		1平方ﾒｰﾄﾙ1日につき	3

①、②　(省略)
③公園を占用する場合で、占用の形態の如何にかかわらず、消費税法の規定により、許可期間1月未満のものは占用料の額に1.05を乗じて得た額とする。ただし、その額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

具体的な調整内容

一般占用(電柱・公衆電話所等)の占用料については、道路法の規定に基づき調整する。
公園施設(売店等)の設置及び占用行為(催し物等)の占用料については、道路法の規定及び東予市の例により調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協　議　項　目	使用料・手数料等の取扱い（その３）	細　　項　　目	使用料		
事 務 事 業 名	都市公園の使用料(占用等)	専 門 部 会 名	都市計画部会	分 科 会 名	都市計画分科会
調　整　方　針					

事　務　事　業　の　現　況				具体的な調整内容
西　条　市	東　予　市	丹　原　町	小　松　町	
	(続き) 3　使用料の額が平方ﾒｰﾄﾙ単位として定められている場合において1平方ﾒｰﾄﾙ未満のもの又は1平方ﾒｰﾄﾙ未満の端数が生じたときは1平方ﾒｰﾄﾙに切上げて使用料を算定する。 4　前各号により計算して得た使用料の額が10円未満の端数がある場合には10円に切上げ計算する。 5,6,7,8,9,10,11　(省略)			

道路法施行令

別　表（第19条の２関係）

占用物件		占用科			
		単位	所在地		
			甲地	乙地	丙地
法第32条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	一本につき１年	2,200	1,000	770
	第２種電柱		3,400	1,600	1,200
	第３種電柱		4,700	2,200	1,600
	第１種電話柱		2,000	930	690
	第２種電話住		3,200	1,500	1,100
	第３種電話柱		4,500	2,100	1,500
	その他の柱類		150	72	53
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルにつき１年	20	10	7
	地下電線その他地下に設ける線類		10	5	4
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	1,500	700	520
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	1,000	480	360
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	3,100	1,400	1,100
	郵便差出箱		1,300	600	450
	広告塔	表示面積１平方メートルにつき１年	26,000	4,400	1,100
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	3,100	1,400	1,100
法第32条第１項第２号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	100	48	36
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150	72	53
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		200	95	71
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		410	190	140
	外径が0.4メートル以上１メートル未満のもの		1,000	480	360
	外径が１メートル以上のもの		2,000	950	710
法第32条第１項第３号及び第４号に掲げる施設		占用面積１平方メートルにつき１年	3,100	1,400	1,100
法第32条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室　階数が１のもの		Aに0.003を乗じて得た額		
	地下街及び地下室　階数が２のもの		Aに0.005を乗じて得た額		
	地下街及び地下室　階数が３以上のもの		Aに0.006を乗じて得た額		
	上空に設ける通路		17,000	2,900	710
	地下に設ける通路		8,700	1,500	360
	その他のもの		3,100	1,400	1,100
法第32条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１日	260	44	11
	その他のもの	占用面積１平方メートルにつき１月	2,600	440	110
第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの　表示面積１平方メートルにつき１月	2,600	440	110

		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	26,000	4,400	1,100
	標識		１本につき１年	2,500	1,100	850
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	260	44	11
		その他のもの	１本につき１月	2,600	440	110
	幕（第７条第２号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	260	44	11
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	2,600	440	110
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき１月	26,000	4,400	1,100
		その他のもの		13,000	2,200	540
第７条第２号に掲げる工事用無設及び同条第３号に掲げる工事用材料			占用面積１平方メートルにつき１月	2,600	440	110
第７条第４号に掲げる仮説建築物及び同条第５号に掲げる施設				310	140	110
第７条第６号に掲げる施設並びに同条第７号に掲げる施設及び自動車駐	建築物	階数が１のもの	占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに 0.005 を乗じて得た額	Ａに 0.006 を乗じて得た額	Ａに 0.008 を乗じて得た額

車場		階数が２のもの		Ａに 0.006 を乗じて得た額	Ａに 0.009 を乗じて得た額	Ａに 0.011 を乗じて得た額
		階数が３のもの		Ａに 0.008 を乗じて得た額	Ａに 0.011 を乗じて得た額	Ａに 0.015 を乗じて得た額
		階数が４以上のもの		Ａに 0.009 を乗じて得た額	Ａに 0.013 を乗じて得た額	Ａに 0.016 を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに 0.005 を乗じて得た額	Ａに 0.006 を乗じて得た額	Ａに 0.008 を乗じて得た額
第７条第８号及び第９号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が１のもの		Ａに 0.005 を乗じて得た額	Ａに 0.006 を乗じて得た額	Ａに 0.008 を乗じて得た額
		階数が２のもの		Ａに 0.006 を乗じて得た額	Ａに 0.009 を乗じて得た額	Ａに 0.011 を乗じて得た額
		階数が３のもの		Ａに 0.008 を乗じて得た額	Ａに 0.011 を乗じて得た額	Ａに 0.015 を乗じて得た額
		階数が４以上のもの		Ａに 0.009 を乗じて得た額	Ａに 0.013 を乗じて得た額	Ａに 0.016 を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに 0.018 を乗じて得た額		

備考
金額の単位は、円とする。

所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。

甲地、都の特別区の存する区域並びに札幌市、仙台市、千葉市、船橋市、川崎市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市及び鹿児島市の区域をいう。

乙地帯の区域で甲地以外のものをいう。

丙地町及び村の区域をいう。

第１種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第２種電柱とは、電柱のうち４条又は５条の電線を支持するものを、第３種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

第１種電話柱とは、電話柱（電話その他の遺伝又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち３条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第２種電話柱とは、電話柱のうち４条又は五条の電線を支持するものを、第３種電話柱とは、電話柱のうち６条以上の電線を支持するものをいうものとする。

井架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

表示面積とは、広告等又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

Ａは、近傍類似の土地（第７条第８号及び第９号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが１平方メートル若しくは１メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに１平方メートル若しくは１メートル未満の端数があるときは、１平方メートル又は１メートルとして計算するものとする。

占用科の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、１月未満の端数があるときは１月として計算し、占用科の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が１月未満であるとき、又はその期間に１月未満の端数があるときは１月として計算するものとする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協　議　項　目	使用料・手数料等の取扱い（その３）	細　　項　　目	使用料		
事 務 事 業 名	法定外公共物の使用料	専 門 部 会 名	建設部会	分 科 会 名	建設分科会
調　整　方　針	法定外公共物の使用料については、新市の道路占用料について定める条例の規定を準用する。				

事　務　事　業　の　現　況

西　条　市

[西条市公共物管理条例]
(使用料)
第10条　市長は、使用者から、使用料を徴収する。
２　使用料の額については、西条市道路占用料徴収条例第2条の規定を準用する。
３，４，５　(省略)
附則
(経過措置)
２,３　(省略)
４　第10条第2項の規定にかかわらず、平成16年度までの使用料の額については、愛媛県法定外公共用財産使用条例の規定を準用する。

[西条市道路占用料徴収条例]
(占用料の額)
第2条　占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法(道路法)第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、同意した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額の合計額とする。

別表(第2条関係)　　道路占用料表　　単位　円

占用物件			単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物			法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)
法第32条第1項第2号に掲げる物件				
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				
法第32条第1項第5号に掲げる施設				
法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの		
		その他のもの		
		電柱又は電話柱に添架の巻付看板	表示面積1平方ﾒｰﾄﾙにつき1年	1,540円
		電柱又は電話柱に添架の袖付看板		3,080円
	標識		1本に付き1年	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	
		その他のもの		
法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	

備考
1,2,3,4　(省略)
5　A(土地の価格)は、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
6　表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方ﾒｰﾄﾙ

（次ページに続く）

東　予　市

[東予市公共物管理条例]
(使用料)
第10条　市長は、使用者から、使用料を徴収する。
２　東予市道路占用料徴収条例第3条の規定は、前項の使用料の額について準用する。
３，４，５　(省略)
附則
(経過措置)
２,３　(省略)
４　第10条第2項の規定にかかわらず、平成16年度までの使用料の額については、愛媛県法定外公共用財産使用条例第8条の規定を準用する。

[東予市道路占用料徴収条例]
(占用料の額)
第3条　占用料の額は、別表のとおりとする。
２　別表によりがたいもの及び特別に事由のある場合の占用料は、その事件につき市長が別に定める。

別表(第3条関係)　　道路占用料表　　単位　円

占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。乙地(市の区域で甲地以外のもの)
法第32条第1項第2号に掲げる物件		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		
法第32条第1項第5号に掲げる施設		
法第32条第1項第6号に掲げる施設		
法施行令第7条第1号に掲げる物件		
法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		
法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		
法施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場		

備考
1　アーケードについては、占用料の額の80%を減額する。
2　電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識又はバス・軌道の停留所標識に添架された広告(以下「添架広告」という。)及び建物、へい、その他道路区域外の工作物又は物件に添架され、道路区域内に突出する広告のうち、表裏2面に表示しているものは、占用料の額の30%を減額する(添架広告のうち巻付広告についてはさらに50%を減額する。)
3　前2号において、占用料を減額した結果1円未満の端数が生じたときは、少数第1位を四捨五入するものとする。
4,5,6,7　(省略)
8　表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方ﾒｰﾄﾙ若しくは1ﾒｰﾄﾙ未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方ﾒｰﾄﾙ若しくは1ﾒｰﾄﾙ未満の端数があるときは、1平方ﾒｰﾄﾙ又はﾒｰﾄﾙとして計算するものとする。
※A(土地の価格)は、近傍類似の土地の時価。

（次ページに続く）

丹　原　町

[丹原町公共物管理条例]
(使用料)
第10条　町長は、第4条第1項の許可を受けた者から、使用料を徴収する。
２　丹原町道路占用料徴収条例第3条の規定は、前項の使用料の額について準用する。
３　(省略)
附則
(経過措置)
２,３　(省略)
４　第10条第2項の規定にかかわらず、愛媛県法定外公共用財産使用条例第8条の規定は、平成18年3月31日までの使用料の額について準用する。

[丹原町道路占用料徴収条例]
(占用料の額)
第3条　占用料の額は、別表のとおりとする。

別表(第3条関係)

占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。 丙地(町及び村の区域)
法第32条第1項第2号に掲げる物件		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		
法第32条第1項第5号に掲げる施設		
法第32条第1項第6号に掲げる施設		
法施行令第7条第1号に掲げる物件		
法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料、同条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		
法施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場		
法施行令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所		

備考
1　金額の単位は円とする。
2　A(土地の価格)は、固定資産税評価額とする。
3,4,5,6　(省略)
7　占用料が年額で定められている占用物件については、占用期間に1年未満の端数がある場合は月割計算とし、なお1月未満の端数がある場合は1月として計算する。
8　占用料が月額で定められている占用物件について、占用期間に1月未満の端数がある場合は切り上げて計算する。
9　占用面積若しくは長さについて、別表の定めのある単位に満たない端数がある場合は切り上げて計算する。
10　1件の占用料の額が100円に満たない場合は、100円とし、100円を超える場合は10円未満の端数は切り捨てる。

※愛媛県法定外公共用財産使用条例関係部分は別紙のとおり。

小　松　町

[小松町公共物管理条例]
(使用料)
第10条　町長は、使用者から、使用料を徴収する。
２　使用料の額については、小松町道路占用料徴収条例第3条の規定を準用する。
３，４，５　(省略)
附則
(経過措置)
２,３　(省略)
４　第10条第2項の規定にかかわらず、平成16年度までの使用料の額については愛媛県法定外公共用財産使用条例の規定を準用する。

[小松町道路占用料徴収条例]
(占用料の額)
第3条　占用料の額は、別表のとおりとする。
２　別表によりがたいもの及び特別に事由のある場合の占用料は、その事件につき町長が別に定める。

別表(第3条関係)　　道路占用料金表

占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	法施行令別表(第19条の2関係)に準拠。	法施行令別表(第19条の2関係)の占用料の額に準拠。 丙地(町及び村の区域)
法第32条第1項第2号に掲げる物件		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		
法第32条第1項第5号に掲げる施設		
法第32条第1項第6号に掲げる施設		
法施行令第7条第1号に掲げる物件		
法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		
法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		
法施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場		

備考
1　消費税法の規定により占用形態の如何にかかわらず、許可期間1月未満のものは、占用料の額に1.05を乗じて得た額とする。ただし、その額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※愛媛県法定外公共用財産使用条例関係部分は別紙のとおり。

具体的な調整内容

新市の道路占用料について定める条例の規定を準用する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協　議　項　目	使用料・手数料等の取扱い（その３）	細　　項　　目	使用料		
事 務 事 業 名	法定外公共物の使用料	専 門 部 会 名	建設部会	分 科 会 名	建設分科会
調　整　方　針					

事務事業の現況				具体的な調整内容
西　条　市	東　予　市	丹　原　町	小　松　町	
（続き） 若しくは1ﾒｰﾄﾙ未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方ﾒｰﾄﾙ若しくは1ﾒｰﾄﾙ未満の端数があるときは、1平方ﾒｰﾄﾙ又はﾒｰﾄﾙとして計算するものとする。 7　占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。 8　占用料の額が100円に満たない場合は、100円とし、100円を超える10円未満の端数は切り捨てるものとする。 ※愛媛県法定外公共用財産使用条例関係部分は別紙のとおり。	（続き） ※愛媛県法定外公共用財産使用条例関係部分は別紙のとおり。			

愛媛県法定外公共用財産使用条例

（使用料）

第８条　知事は、第３条第１項の許可を受けた者から、別表に定める使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。

２　知事は、特に必要と認める者に対しては、その使用料を減免することができる。

３　既に納付した使用料は、還付しない。ただし、第６条第２項の規定により許可を取り消した場合その他知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（市町村の条例との関係）

第 10 条　市町村が法定外公共用財産の管理に関し条例を制定し、これを行う場合には、当該市町村の区域内の法定外公共用財産については、この条例の規定は、適用しない。

別表（第８条関係）　　使用料

種目	金額		摘要
	市の区域	町村の区域	
耕作地	１平方メートルにつき	１平方メートルにつき	
	年額　６円	年額　５円	
ゴルフ場	１平方メートルにつき	１平方メートルにつき	
	年額　６円	年額　６円	
養魚場	１平方メートルにつき	１平方メートルにつき	
	年額　25 円	年額　18 円	
鉄道軌道その他これに類するもの	１平方メートルにつき	１平方メートルにつき	
	年額　25 円	年額　18 円	
木材けい留場、貯木場	１平方メートルにつき	１平方メートルにつき	
	年額　37 円	年額　31 円	
看板	看板の面積１平方メートルにつき	看板の面積１平方メートルにつき	
	年額　630 円	年額　500 円	
広告塔	広告の面積１平方メートルにつき	広告の面積１平方メートルにつき	
	年額　630 円	年額　500 円	
電柱	１本につき	１本につき	支柱及び支線を含む。
	年額　250 円	年額　190 円	
その他の柱類	１本につき	１本につき	
	年額　500 円	年額　380 円	
送電塔	１基につき	１基につき	
	年額　760 円	年額　630 円	
漁業用敷地	１平方メートルにつき	１平方メートルにつき	
	年額　１円	年額　１円	
けい船くい	１本につき	１本につき	
	年額　250 円	年額　190 円	
諸管の埋架設　径口 0.2 メートル未満のもの	１メートルにつき	１メートルにつき	
	年額　25 円	年額　18 円	
諸管の埋架設　径口 0.2 メートル以上 0.5 メートル未満のもの	１メートルにつき	１メートルにつき	
	年額　50 円	年額　37 円	
諸管の埋架設　径口 0.5 メートル以上のもの	１メートルにつき	１メートルにつき	
	年額　75 円	年額　62 円	
その他の土地　工作物を伴うもの　一時的なもの	１平方メートルにつき	１平方メートルにつき	
	年額　37 円	年額　31 円	
その他の土地　工作物を伴うもの　その他のもの	１平方メートルにつき	１平方メートルにつき	
	年額　50 円	年額　37 円	
その他の土地　工作物を伴わないもの　一時的なもの	１平方メートルにつき	１平方メートルにつき	
	年額　25 円	年額　18 円	
その他の土地　工作物を伴わないもの　その他のもの	１平方メートルにつき	１平方メートルにつき	
	年額　31 円	年額　25 円	
その他のもの	類似の種目に準じて知事の定める額		

備考

1　使用の期間が１月未満のものにあっては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に 103 分の 105 を乗じて得た額（１円未満切捨て）を同表に規定する金額とする。

2　１件の許可処分が市の区域と町村の区域に係る場合は、市の区域の使用料を徴収する。

3　面積又は長さにおいてこの表に定める単位に満たない端数を生じた場合は、これを切り上げて計算する。

4　使用の期間が１年に満たない場合はこの表に掲げる金額の 12 分の１を１月の金額とし、その期間が１月に満たない場合はこれを１月とみなして計算する。

5　１件の使用料に１円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

6　１件の使用料が 100 円未満の場合は、100 円とする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協　議　項　目	使用料・手数料等の取扱い（その３）	細　　項　　目	使用料		
事 務 事 業 名	市所有港湾施設の使用料	専 門 部 会 名	建設部会	分 科 会 名	建設分科会
調　整　方　針	市所有港湾施設の使用料については、東予市の例により調整する。				

事　務　事　業　の　現　況

西　条　市

[西条市行政財産の使用料徴収条例]
(使用料)
第3条　使用料は、年額で定める。ただし、使用期間が1年に満たない場合については、月割をもって算定した額とする。
(土地使用料算定基準)
第4条　土地の使用料は、第2条の規定により算出した額に100分の5を乗じて得た額とする。(以下省略)

対象施設　　保管施設用地(西ひうち)
平成14年度使用料(固定資産評価額をもとに算出)
18,480円／㎡×5／100×1／12＝77円／㎡／月
1日1㎡につき　77円÷30日＝2.6円

（参考）
愛媛県からの委託港湾施設の使用料
［愛媛県港湾管理条例］

施設名	区分	単位	使用料
野積場	舗　装	1平方メートル１日につき	3.7円
	未舗装	〃	2.7円

東　予　市

[東予市港湾施設の設置及び管理条例]
(使用料)
第11条　施設の使用料は、次のとおりとする。

施　設　名	単　　位	使　用　料
上　　屋	長期使用1月1平方ﾒｰﾄﾙにつき	310円
	一時使用1日1平方ﾒｰﾄﾙにつき	13円
野　積　場	1日1平方ﾒｰﾄﾙにつき	2.7円

２　(省略)
３　第1項により計算した使用料の額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

丹　原　町

該当なし

小　松　町

該当なし

具体的な調整内容

東予市の例により調整する。

使用料・手数料等の取扱いに関する法令

○地方自治法（昭和 22 年　法律第 67 号）

（使用料）
第２２５条　普通地方公共団体は、第２３８条の４第４項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（旧慣使用の使用料及び加入金）
第２２６条　市町村は、第２３８条の６の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第２項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

（手数料）
第２２７条　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）
第２２８条　分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。
２　分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で５万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
３　詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

（分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て）
第２２９条　第１３８条の４第１項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。
２　前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
３　分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第１４条第１項本文又は第４５条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して３０日以内とする。
４　普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあったときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
５　議会は、前項の規定による諮問があった日から２０日以内に意見を述べなければならない。
６　第４項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第３項の処分については、裁判所に出訴することができない。

先　例　地　の　事　例

〔篠山市〕

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。

(1)幼稚園保育料については、西紀町及び今田町の例による。
(2)一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料については、篠山町の例による。
(3)保育所保育料については、国の保育料徴収金基準額表を参考として、合併時に調整する。
(4)国民健康保険直営診療所使用料及び手数料については、篠山町の例による。

〔西東京市〕

２市で差異のある使用料、手数料等については、次のとおり取扱うものとする。
①学校施設使用料及び公園使用(占用)料については、田無市の例による。
②清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。
③事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。
④保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。
⑤学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。

〔さぬき市〕

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。

〔周南市〕

新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2 市 2 町で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。
ただし、差異の著しいものや事情により調整の困難なものは、当分の間現行どおりとする。
また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする。

〔宇摩合併協議会〕

新市における住民の一体性の確保を図るとともに、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、使用料については、４市町村間で同一又は類似の施設の使用料について可能な限り統一に努めるものとする。
また、手数料についても、可能な限り統一に努めるものとする。

〔南宇和合併協議会〕

施設使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り、合併後随時に調整する。
手数料（その１）については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、合併時に統一する。

〔かみうけな合併協議会〕

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。
手数料については、原則として４町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。

〔新居浜市・別子山村合併協議会〕

１　使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。
２　手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
３　道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。